

## 町営住宅への入居に際して

町営住宅は、収入等により、住宅に困っている方々のために整備されたものです。入居された場合は、快適な共同生活が営めるようお互いの生活を尊重しあい、入居上のきまりを守る努力をしてくださるようお願いいたします。

町営住宅の申込みをされた場合、他の民間住宅とは異なり、公営住宅法、町営住宅条例などに基づき、収入基準をはじめ、いろいろな決まりがあります。

### ご 注 意

- ・ 入居する世帯全員が団地における共同生活を円満に営むことができる方々であること。
- ・ 敷金は家賃の3カ月分です。
- ・ 今後毎年、ご家族の収入を申告していただき、基準を越える収入がある場合には入居して3年経過後、明渡しの努力義務が発生する場合があります。
- ・ 防犯灯等の維持管理にかかる費用や自治会費は、団地入居者の共益費としてお支払いしていただく必要があります。詳しくは自治会へお尋ね下さい。  
また、日ノ隈団地については、テレビの受信にかかるアンテナ使用料が別途必要となります。詳しくは自治会へお尋ねください。
- ・ 入居日から14日以内に市町村での転居手続きを行ってください。

### 管 理 人

- ・ 管理人については、各団地に何人かを配置する事とし、入居者の方の中から選出していただくことになっていきますので、場合によっては管理人をしていただくことがあります。

### 駐 車 場

- ・ 自動車を保有して入居される方は必ずご自分で保管場所の確保をお願いします。
- ・ 団地内道路に駐車すると火災等緊急車両の進入の妨げになるだけでなく、事故の原因になりますので絶対に路上への駐車はしないでください。

### 浴槽・風呂釜の設置について

- ・ 町営住宅には浴槽・風呂釜（又は給湯器）は、入居者個人で設置していただくことになっていきます。
- ・ 入居者個人で設置された浴槽・風呂釜は、退去時に必ず責任をもって撤去してください。（費用は入居者負担です。）

### 入居の費用負担について

- ・ 網戸の設置及び維持修繕は入居者個人でしていただくことになっていきます。また、次の各号に掲げる費用も、入居者の負担になります。
  - (1) 電気、ガス、水道の料金
  - (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
  - (3) 共同施設の使用に要する費用
  - (4) 畳の表替え、襖、障子の張替え及び破損ガラスの取替えに要する費用
  - (5) 出入口、窓等の鍵前及び鍵の取替えに要する費用
  - (6) 水道蛇口及びパッキング取替えに要する費用
  - (7) 電球類等の消耗品の取替え及び軽微な修繕に要する費用